

国民年金からのお知らせ

あなたも年金を増やしませんか？

問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）
☎0155・25・8113
役場住民課戸籍年金係 ☎574・22113

2 国民年金基金 ～選んで増やせる～

第1号被保険者の方はサラリーマンや公務員（第2号被保険者）のように、国民年金に上乗せして厚生年金に加入している方と比べると、老後に受けられる年金額に大きな差が生じます。

この年金額の差を解消するために、第1号被保険者の方が国民年金に上乗せできる年金としてできたのが国民年金基金です。

国民年金基金に加入すると、第1号被保険者の方の年金も「国民年金」と「国民年金基金」の『二階建て』の仕組みとなり、ゆとりある老後資金を準備できます。国民年金基金に加入できる方は国民年金保険料を納めている20歳以上60歳未満の方（農業者年金加入者を除く）および60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で、国民年金に任意加入されている方です。

国民年金基金の年金（給付）の型は、受取期間や遺族一時金の有無などの違いにより7種類の型がありますので、自分にあった年金設計ができます。

ご相談・資料請求は、全国国民年金基金北海道支部まで。
フリーダイヤル☎0120（65）4192に直接ご連絡ください。

免除の承認を受けた年度の保険料を 令和7年3月31日までに追納する場合の月額

年 度	全額免除 納付猶予 学生特例	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
平成27年度	15,930円	11,950円	7,960円	3,990円
平成28年度	16,600円	12,450円	8,300円	4,150円
平成29年度	16,820円	12,620円	8,400円	4,200円
平成30年度	16,650円	12,480円	8,330円	4,160円
令和元年度	16,710円	12,530円	8,350円	4,170円
令和2年度	16,820円	12,610円	8,410円	4,200円
令和3年度	16,860円	12,650円	8,420円	4,210円
令和4年度	16,740円	12,550円	8,360円	4,190円
令和5年度	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円
令和6年度	16,980円	12,730円	8,490円	4,240円

※令和4年度分以前の保険料には加算額が上乗せされています。

20歳から60歳までの40年間保険料を納めた人が、65歳から受給する老齢基礎年金は満額で831,700円です。老齢基礎年金制度に上乗せして年金額を充実させるには「付加年金」「国民年金基金」などの制度があります。これらの制度に加入すると、納めた保険料や掛け金は全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税の負担が軽減されるメリットもあります。

1 付加年金 ～ちょっと増やせる～

国民年金基金に加入していないことが条件になりますが、免除等を受けていない自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方は国民年金保険料を納付する際に月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金受給時に200円×付加保険料納付済期間の月数で算出した額が加算されます。

このように、納付額がいくらであっても、65歳から国民年金をもらいはじめて、2年で元が取れる計算です。

例えば…

付加保険料を10年間（120月）
納付したとします。

【納めた総額】
400円×120月＝48,000円

【1年間に支給される額】
200円×120月＝24,000円

3 過去に保険料の納付を免除 された期間はありませんか？

～追納で増やせる～

保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、あとから納めること（追納）により年金額を増やすことができます。

追納を行う場合は、年金事務所で申し込みを行っていただき、承認を受けたうえで、送付される納付書でお支払いしていただきます。

追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除期間に限られています。ただし、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

今年度中に追納する場合の加算額を加えた追納額は、右表のとおりです。原則、古い期間の保険料から納めることになります。

申 込 み 問合せ先

付加年金・追納 ⇒ 日本年金機構帯広年金事務所 ☎0155（25）8113
国民年金基金 ⇒ 全国国民年金基金北海道支部 ☎0120（65）4192

後期高齢者医療制度のお知らせ 保険証及び資格確認書の一斉更新について

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合（札幌市）
役場福祉課保険係 ☎011・290・2214

現在、ご使用の保険証（水色）または資格確認書（黄緑色）の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。
有効期限を迎える前に、代わりとなる「資格確認書（黄緑色）」を交付します。

■「資格確認書」を交付します（黄緑色・色変更なし）

（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）の保有状況に関わらず、令和8年7月末まで暫定的な運用として一律で全被保険者へ交付します）

今回交付する「資格確認書」は
令和7年8月1日から令和8年7月31日までご使用いただけます（お手元に届いてすぐにはご使用できません）。

医療機関等を受診する際に「資格確認書」を提示することで、これまでの保険証と同様にお使いいただけます。

一方、マイナ保険証には様々なメリットがありますので、マイナ保険証をお使いになれる方は、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和 8 年 7 月 3 1 日 交付年月日 令和 8 年 8 月 1 日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 保 険 者	住所 広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性 別	男
生年月日	昭和 7 年 7 月 7 日
負担割合	平成 2 0 年 4 月 1 日 1割
免除期日	平成 2 0 年 4 月 1 日
限度区分	区 II
発効期日	平成 2 0 年 4 月 1 日
加入期日	令和 7 年 8 月 1 日
特定疾病区分	区分 A
発効期日	平成 2 0 年 4 月 1 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 公印（朱） 北海道後期高齢者医療広域連合

■「資格確認書」に限度区分等を記載することができます

※「限度額適用・標準負担額認定証」「限度額適用認定証」は廃止されました。

「資格確認書」の次の①～③の欄は、申請により併記することができます。

過去に「限度額適用・標準負担額認定証」や「限度額適用認定証」が交付されていた方は①②がすでに併記されていますが、申請いただくことで併記しないことも可能です。

- ① 限度区分、限度区分の発効期日
- ② 長期入院該当日
- ③ 特定疾病区分、特定疾病区分の発効期日

◆限度区分…医療費が高額になったときの自己負担限度額や入院した時の食事代などの区分を示しており、前年の所得に応じて決まります。
資格確認書の表記は次のとおりです。

限度区分	自己負担割合	対象者
現役Ⅲ	現役並み所得者 3割	住民税の課税所得(注1)が690万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅱ		住民税の課税所得(注1)が380万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅰ		住民税の課税所得(注1)が145万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
一般Ⅱ	一定以上所得者 2割	以下の(1)と(2)両方の要件に該当する方 (1)同一世帯に住民税の課税所得(注1)28万以上145万円未満の被保険者の方がいる (2)同一世帯内の被保険者全員の「年金収入+年金以外の合計所得金額(注2)」の合計金額が ・被保険者が1名の場合 → 200万円以上 ・被保険者が2人以上の場合 → 320万円以上
一般Ⅰ	1割	住民課税世帯で一般Ⅱに該当しない方
区Ⅱ		世帯全員が住民税非課税であり、区Ⅱに該当しない方
区Ⅰ		世帯全員が住民税非課税であり、以下のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円(注3) ・老齢福祉金を受給している方

(注1)「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税基準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）であり、確定申告書（所得税）に記載された課税される所得金額とは異なります。

(注2) 給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

(注3) 公的年金控除は80万6,700円（令和7年7月までは80万円）を適用します。給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。